第二百二十七条第一項第三号中「タまで」を「ネまで」に改め、同号に次のように加える。

レ　独立行政法人奄美群島振興開発基金

ソ　独立行政法人農林漁業信用基金

ツ　独立行政法人中小企業基盤整備機構

ネ　独立行政法人福祉医療機構

第三百九十四条第一号中「及び」を「並びに」に改め、「譲渡等」の下に「（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定仕入れ（同法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下同じ。）」を加える。

第三百九十五条第一号中「譲渡等」の下に「及び特定仕入れ」を加える。

第三百九十六条第一号中「、地方法人税及び」を「並びに地方法人税並びに」に改め、「譲渡等」の下に「及び特定仕入れ」を加える。

附則第四十三項中「第三百九十四条第一号中「及び」とあるのは「、復興特別所得税及び」と」を「第三百九十四条第一号中「並びに」とあるのは「並びに復興特別所得税並びに」と」に改める。

附則第四十四項中「第三百九十六条第一号中「地方法人税、復興特別法人税及び」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税及び」と」を「第三百九十六条第一号中「地方法人税並びに」とあるのは「地方法人税並びに復興特別法人税並びに」と」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○厚生労働省令第百五十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十七条第一項、第三十二条の七第一項第九号及び第三十三条の規定に基づき、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

第四条第二項第四号、第八条第二項第二号及び第三十四条第五号中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

**附　則**

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

## ○農林水産省令第七十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一六、二八六人」を「一六、二八一人」に改め、同表水産庁の項中「八八〇人」を「八八一人」に改め、同表合計の項中「二二、〇〇五人」を「二二、〇〇一人」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○経済産業省令第七号

## 環境省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第十六条の施行に伴い、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

環境大臣　望月　義夫

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項及び第十一条第二項中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第五十五条第二項、第六十一条第二項、第七十条第二項及び第七十六条第二項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

**附　則**

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

## ○国土交通省令第七十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条第五号中「国際民間航空条約の附属書十第四巻第七十七改訂版」を「国際民間航空条約の附属書十第四巻第八十五改訂版」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機（次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）であって、平成二十六年一月一日以前に航空法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為がなされたものに装備しなければならない航空機衝突防止装置については、同号の規定にかかわらず、平成二十九年一月一日までの間は、なお従前の例による。

3　新規則第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものに装備しなければならない航空機衝突防止装置については、同号の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、なお従前の例による。

# 規　則

## ○会計検査院規則第六号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「厚生労働省」の上に「内閣府子ども・子育て本部、」を加え、同局防衛検査第二課の事務分掌事項欄中「技術研究本部の海上自衛隊関係の経理並びに装備施設本部及び」を削り、「係る経理」の下に「並びに防衛装備庁の海上自衛隊関係の経理」を加え、同局防衛検査第三課の事務分掌事項欄中「技術研究本部の航空自衛隊関係の経理並びに装備施設本部及び」を削り、「係る経理」の下に「並びに防衛装備庁の航空自衛隊関係の経理」を加え、同局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄中「文部科学省」の下に「（スポーツ庁を除く。）」を加え、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」の上に「スポーツ庁、」を加え、同表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「並びに国立研究開発法人情報通信研究機構」を「、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」に改め、同局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「経済産業省」の上に「内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理、」を加える。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄の改正規定は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の成立の日から施行する。